平成２２年（フ）第１８４１号
京都市南区久世大藪町524番地１　ＳＡＩＳＥＩ－205号、前住所京都市南区久世大藪町518番地26
債務者　矢野　彰子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４４号
京都市右京区太秦垣内町３番地の20
債務者　西堀　啓太
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
京都府向日市寺戸町東田中瀬15番地の７　マンションＶ301号
債務者　岩國　　勝
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３４号
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内
債務者　藤原　秀秋
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－２棟712号
債務者　田中　聖美（旧姓茂田）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
香川県三豊市豊中町上高野1366番地
債務者　髙井　俊二
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１８３号
長崎県大村市坂口町544番地12　オレンジハウスＡ号、前住所長崎県大村市木場２丁目497番地３　清水川ハイツ11
債務者　橋本香代子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
長崎県大村市西乾馬場町416番地　大村駐屯地８棟１階
債務者　琴岡　裕介
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
長崎県大村市小路口町769番地14　第２小路口宿舎Ｂ棟104号、前住所長崎県佐世保市里美町779番地
債務者　小川　歩美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
長崎県諫早市永昌町25番３号　市住３棟302号、旧住所長崎県北高来郡飯盛町中山名1106番地１
債務者　南波　歩美（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
長崎県諫早市平山町283番地、前住所佐賀県佐賀郡久保田町大字久富3127番地31
債務者　松尾　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
愛媛県八幡浜市保内町川之石１番耕地80番地６
債務者　長岡　昌希
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第４７号
岐阜県可児市中恵土1930番地１　グリーンタウニィ103
債務者　笹本　秀久
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４８号
岐阜県可児市中恵土1930番地１　グリーンタウニィ103
債務者　笹本里奈子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２０３号
山口県山陽小野田市大字小野田846番地13
債務者　天重　謙治
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１９５号
宮城県多賀城市桜木３丁目５番　Ｃ－43号
債務者　柴田　　實
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前127番地の８
債務者　櫻井　貴範
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係